



平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス
住 所 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 二 丁 目 4 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 井 正 昭
(コード番号：3288 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 企 画 本 部 長 若 旅 孝 太 郎
TEL. 03-6213-0776

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会の決議により、下記の通り、定款の一部変更について平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法第 427 条の改正により、責任限定契約を締結できる役員が拡大されたことにもない、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条及び第 41 条の規定を改正するものです。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 12 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 24 日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 40 条 (条文の記載省略)</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 41 条 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 41 条 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 5 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>